

電子的診療情報連携体制・整備加算に係る掲示

当院では、保険証に紐付けされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を用いて医療情報を取得できる資格確認システムを整備しております。マイナンバーカードを利用して医療DXを推進する為の体制として、下記の項目に取り組んでいます。

○オンライン資格確認システムにより取得した診療情報(薬剤情報・特定健診情報等)を、診察室等において医師等が閲覧または活用する体制を有しており、その情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

○オンライン請求を実施しています。

○マイナ保険証の利用について、案内・掲示を行っております。

○厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の診療点数を算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算3】

・初診時(1ヶ月に1回) 4点

【電子的診療情報連携体制整備加算】

・再診時(1ヶ月に1回) 2点

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、2016年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付することと致しました。また、公費負担利用の受給者で医療費の自己負担がない方についても、2018年4月1日より、明細書を無料で発行することに致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合やその代理の方への発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

2026年6月1日
がくさい病院